



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 令和7年度 土木工事に関する説明会

建設業の労働災害防止について



兵庫労働局 労働基準部 安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

## 説明内容

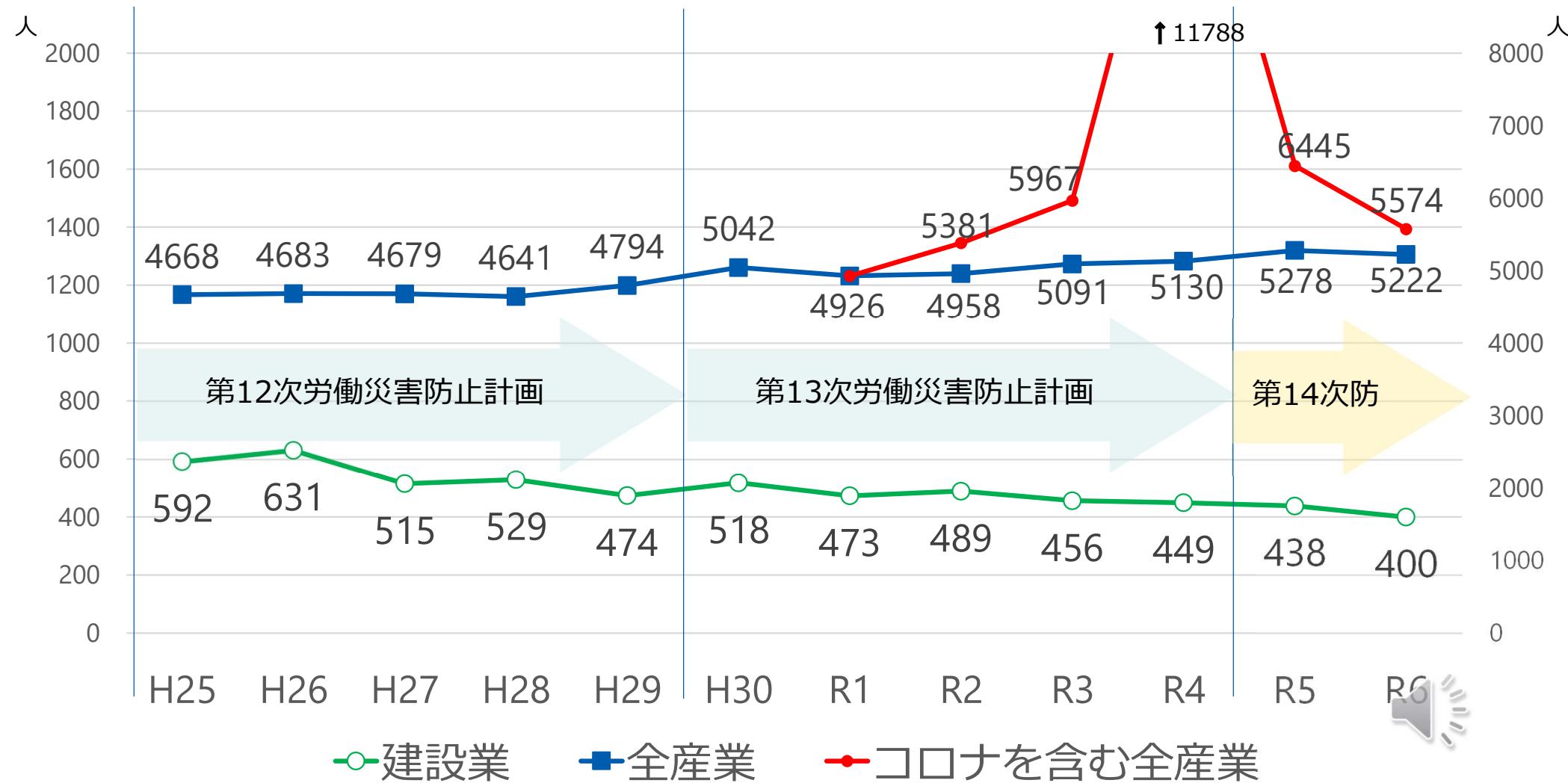
- ・建設業における労働災害発生状況
- ・第14次労働災害防止計画
- ・建設業における労働災害防止について  
(墜落・転落防止対策 他)



# 建設業における労働災害発生状況

※労働者死傷病報告による統計

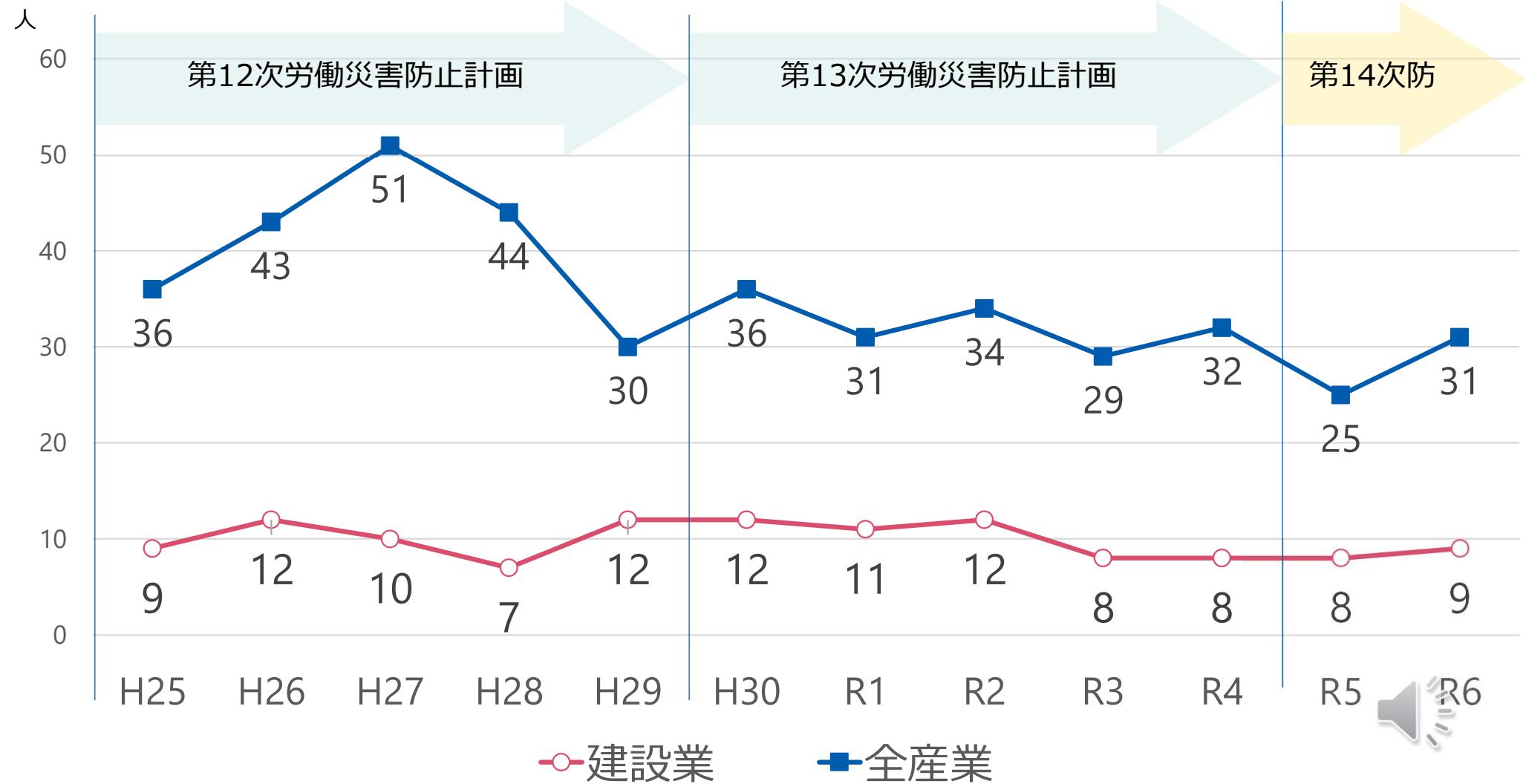
## 兵庫県下 労働災害発生状況（死傷災害）



# 建設業における労働災害発生状況

※労働者死傷病報告による統計  
※コロナリ患を除く

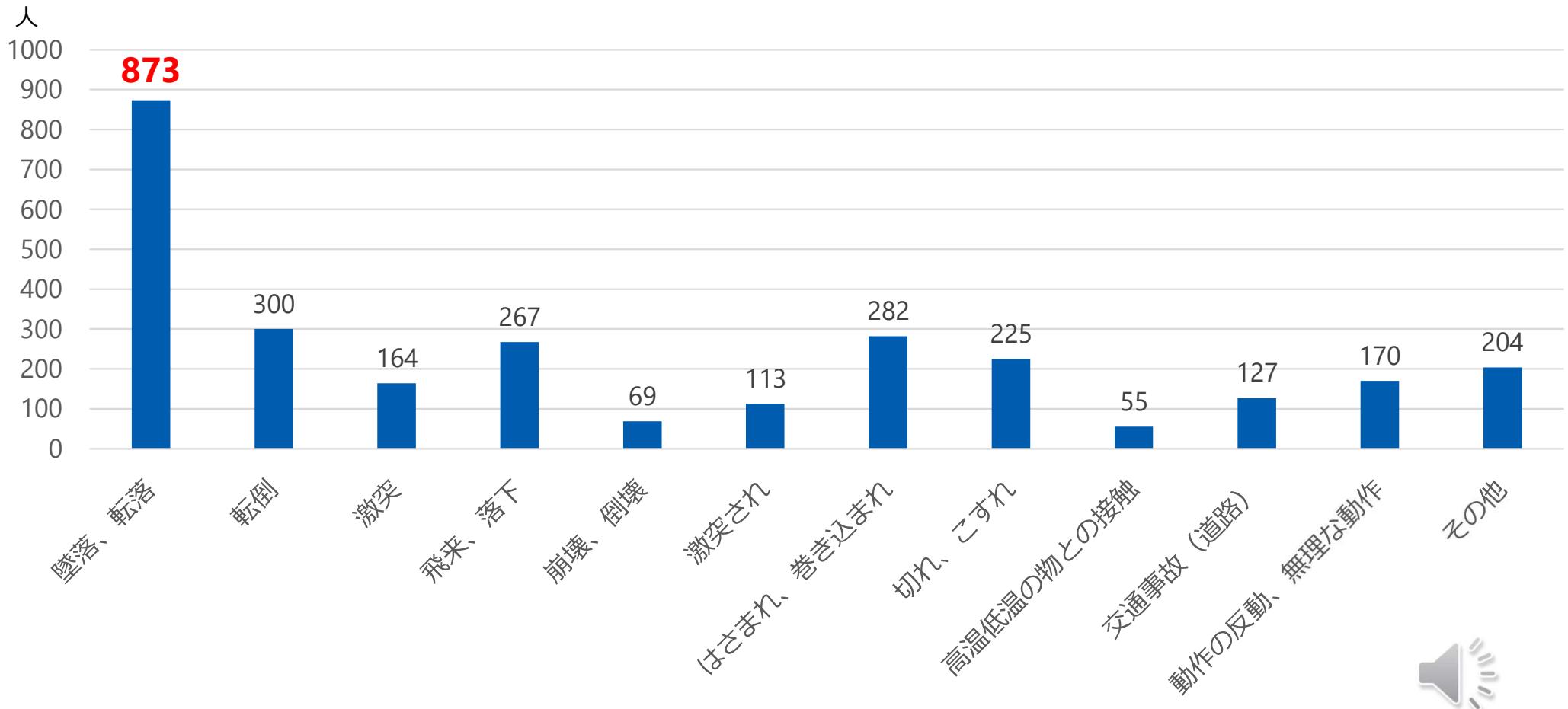
# 兵庫県下 労働災害発生状況（死亡災害）



# 建設業における労働災害発生状況

※労働者死傷病報告による統計  
※統計確定後の報告を含む

## 兵庫県下 建設業災害統計 (R01～R06) 2,849件



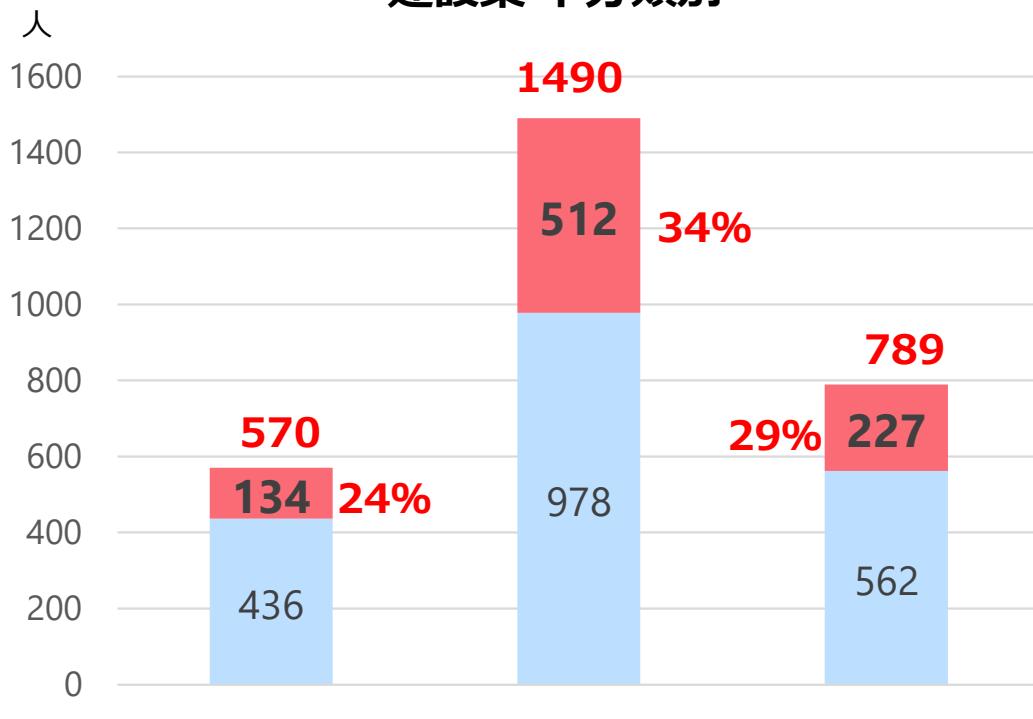
# 建設業における労働災害発生状況

## 兵庫県下 建設業災害統計

(R01～R06) 2,849件

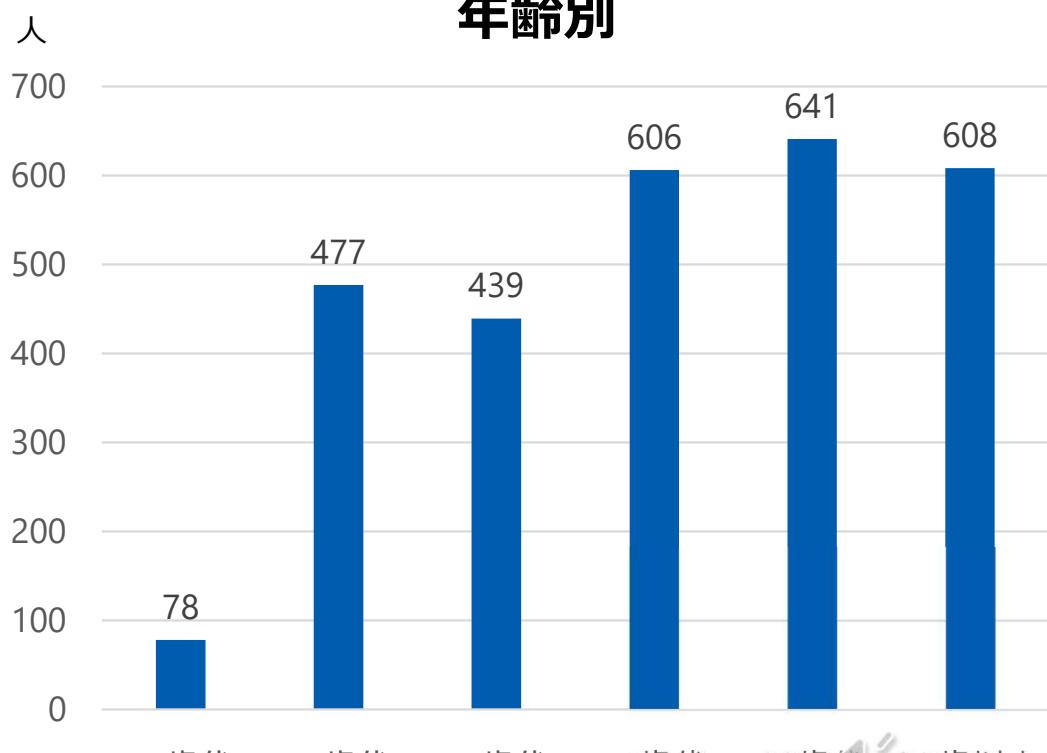
※労働者死傷病報告による統計  
※統計確定後の報告を含む

### 建設業 中分類別



■ その他 ■ 墜落

### 年齢別



## 2024年 建設業死亡災害発生状況（兵庫）

### 崩壊（地山） 土工50代 3月

私鉄線路沿いの法面の石積みを補強する工事において、擁壁の基礎部分として打ち込まれた杭周辺の土を整備する作業をスコップを用いて2名の労働者が行っていたところ、法面の石積みが崩壊し、1名は左脚が土砂に埋まり負傷し、別の1名が全身が土砂に埋まり死亡したもの。

### 墜落（開口部） とび工 10代 3月

被災者は足場最上段に足場部材のクランプを運んだ後、作業指示者へ次の指示を聞くために足場床上を歩いたところ、荷揚げ用に設けられた開口部に気が付かず、約25m下まで墜落したもの。



## 2024年 建設業死亡災害発生状況（兵庫）

### 転落（締固め用機械）土工 40代 4月

宅地造成地において、被災者は現場内の工事用仮設道路をロードローラー（締固め用機械）を運転して別の転圧作業場所へ移動中、下り坂（傾斜約16度）に差し掛かった時、左前輪が法肩から脱輪し、高さ約3.5m（法面長さ7m）勾配30度の傾斜からロードローラーと共に転落し、運転席から投げ出され、被災したもの。

### 墜落（建築物、構築物）作業者 30代 6月

スーパー・マーケットの跡地において、電柱（高さ約10m）の根元から約50cmの位置に亀裂が認められたため、事業主及び労働者2名で当該電柱の撤去作業を開始した。被災者が電柱に登り、重機で電柱を引き倒すためのワイヤーを電柱の頂部付近に取り付ける作業をしていたところ、亀裂部分から電柱が折れ、命綱を電柱に取り付けていた被災者は地上約6mの高さから電柱と共に地上に墜落したもの。

# 2024年 建設業死亡災害発生状況（兵庫）

## 墜落（はしご）電工 60代 6月

被災者は、高所にあるテレビ引き込み線を切斷するため、地上6m以上の位置に張られたワイヤーに移動はしごを立て掛け、地上から約4mの位置まで上り、はしごの踏み桟を足場代わりとして、立った姿勢で引き込み線を切斷していたところ、体勢を崩し、地上に墜落したもの。

## 交通事故（トラック）電工 20代 6月

電気工事において、国道脇の配電柱上の昇圧器を止める作業準備のため、片側2車線の左車線上に作業車2台を縦列に駐車し、被災者はその周囲にラバーコーンを設置していたところ、後方から走行してきた2tトラックが警備員の誘導に従わず、駐車中の車両及び被災者に接触し、さらに当該トラックの貨物扉のノブに被災者の墜落制止用器具のランヤードが引っ掛かり、約40m引きずられ被災したもの。

## 2024年 建設業死亡災害発生状況（兵庫）

### 崩壊（地山） 土工 60代 9月

交差点内にかかる下水管布設工事において、約2.5メートル四方、深さ約3メートルの立坑内で作業員3名が作業を行っていたところ、工事のため切斷した水管からの水により湿潤した掘削面が崩壊し、立坑内に土砂が流入した。そのため作業員2名が土砂に埋まり、内1名が翌日死亡したもの。

### 感電（送配電線等） とび工 20代 10月

工場建屋の外周に設置した足場の解体作業のため、被災者が建屋の屋根上で足場の建地材を取り外そうとしたところ、建屋への引込線（活線100ボルト）の被覆が剥がれ、導体に右上腕部が接触し、感電したもの。

## 2024年 建設業死亡災害発生状況（兵庫）

切れ（その他動力機械） 土工 40代 10月

被災者は、エンジンカッターを用いて、地面に置かれたU字フリューム（コンクリート製のU字溝）の切断作業を行っていたところ、エンジンカッターの刃が跳ね返ったことにより、被災者の左頸部に刃が接触し、切創部から出血したため死亡したものの。

# 第14次労働災害防止計画の概要

令和5年(2023年)4月1日～令和10年(2028年)3月31日までの5か年計画

## 計画の方向性

- 事業者の**安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備**を図っていく。そのために、厳しい経営環境等さまざまな事情があったとしても、**安全衛生対策に取り組むことが事業者の経営や人材確保・育成の観点からもプラス**であると**周知**する。
- 転倒等の個別の安全衛生の課題に取り組んでいく。
- 誠実に安全衛生に取り組まず、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する。

## 8つの重点事項

### ① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進

### ② 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

### ③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

### ④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

### ⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

### ⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業

### ⑦ 労働者の健康確保対策の推進

メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動

### ⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線

死亡災害：5%以上減少

死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少

# 第14次労働災害防止計画 アウトプット指標とアウトカム指標①

## アウトプット指標

## アウトカム指標

### (ア) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進（重点対策②）

- 転倒災害対策（ハード・ソフト両面から）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- 卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。
- 卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。（再掲）
- 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

- 増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
- 転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。

### (イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進（重点対策③）

- 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

- 増加が見込まれる60歳代以上の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。

### (ウ) 多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進（重点対策④）

- 母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

- 外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに全体平均以下とする。

### (エ) 業種別の労働災害防止対策の推進（重点対策⑥）

- 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。

- 陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。

- 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。

- 建設業における死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。

- 機械による「はされ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。

- 製造業における機械による「はされ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。

- 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

- 林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。

# 第14次労働災害防止計画 アウトプット指標とアウトカム指標②

## アウトプット指標

## アウトカム指標

### (オ) 労働者の健康確保対策の推進（重点対策⑦）

- 企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。
- 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。
- メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を2027年までに80%以上とする。
- 使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。
- 各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

### (カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進（重点対策⑧）

- 労働安全衛生法第57条と第57条の2に基づくラベル表示・安全データシート（S D S）の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・S D Sの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。
- 労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

- 週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。

- 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。

—

- 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させる。

- 増加が見込まれる熱中症による死者数の増加率\*を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。  
※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの

# 第14次労働災害防止計画 (令和5年度～令和9年度)

## 建設業対策

### アウトプット指標

墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。

### アウトカム指標

建設業の死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。

## 事業場の取組事項

- ・ 墜落・転落災害防止対策の徹底を図るため、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む。
- ・ リスクアセスメントに関する教育や啓発活動を行い、労働者や関係者の理解と意識向上を図る。
- ・ 「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく「より安全な措置」を実施する。
- ・ 改正労働安全衛生規則に基づく本足場の設置、指名者による足場の点検を確実に実施する。
- ・ 建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育の確実な実施、労働災害防止に関する標識、掲示等の「危険の見える化」の普及等、建設現場における統括安全衛生管理に取り組む。
- ・ 屋根改修工事や太陽光パネル取付工事等において、足場の設置が困難な場合における適切な墜落制止用器具の取付設備の設置とフルハーネス型墜落制止用器具の使用を徹底する。



# 建設業における労働災害防止について

## 建設業における労働災害防止について

令和7年3月28日付け「基安安発 0328 第1号、基安労発 0328 第1号、  
基安化発 0328 第1号」通達

**「令和7年度における建設業の安全衛生対策の推進について」**



以下は、「令和7年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項」  
より一部抜粋加工し、事業者が行うことについて記載しています。



# 建設業における労働災害防止について

## 1 墜落・転落防止対策

一側足場の使用範囲の明確化、足場の点検を行う際の点検者の指名の義務化などを内容とする改正労働安全衛生規則（令和5年厚生労働省令第22号。以下「改正安衛則（足場関係）」という。）の全面施行、改正「手すり先行工法に関するガイドライン」（平成15年4月1日付け基発第0401012号、令和5年12月26日最終改正）の策定等を踏まえ次の対策を推進する。

### （1）足場等からの墜落・転落防止対策

改正安衛則（足場関係）に基づき、本足場の使用や、足場の点検者の指名等の措置を講じるとともに、改正「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく措置を適切に講ずること。また、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組むこと。

さらに、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（平成24年2月9日付け基安発0209第2号、令和5年3月14日最終改正）に基づき、わく組足場における「上さん」の設置、「足場等の種類別点検チェックリスト」の活用、足場の組立て等の後の点検について、十分な知識・経験を有する者による点検の実施に取り組むこと。

木造家屋等低層住宅建築工事においては、「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく措置を適切に実施すること。

※リーフレット  
「足場からの墜落  
防止措置が強化さ  
れます」



※ガイドライン本文  
改正「手すり先行工  
法に関するガイドライ  
ン」



## 足場からの墜落防止措置が 強化されました

厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行しました。

### 改正のあらまし

#### 1 一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

#### 2 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

#### 3 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります



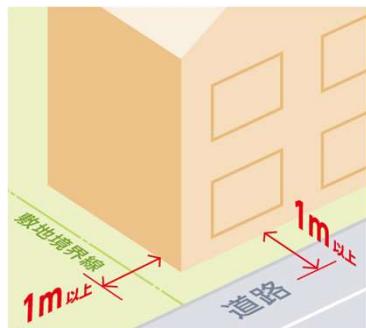
# 建設業における労働災害防止について (足場からの墜落防止措置が強化されました)

## 1 一側足場の使用範囲が明確化されます

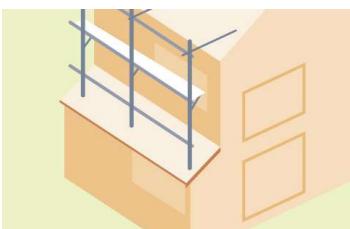
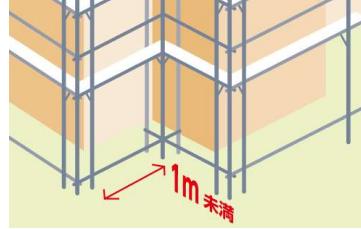
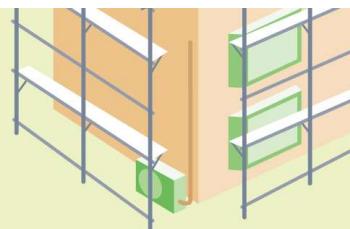
R6.4.1  
施行

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

### ● 「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点



### ● 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは



## 2 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

R5.10.1  
施行

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

### ● 指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

### ● 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更後の点検は、リーフレットに記載されている十分な知識・経験を有する者等を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

## 3 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更後の点検後に2で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

# 建設業における労働災害防止について

## (2) はしご・脚立からの墜落・転落防止対策

木造家屋等低層住宅建築工事においては、「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく措置を適切に実施するとともに、リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」、「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」等を活用し、はしごや脚立の使用をできるだけ避け、移動式足場や高所作業車を使用すること、はしごや脚立の安全な使用方法を徹底すること等、墜落・転落災害防止に取り組むこと。

## (3) 墜落制止用器具の適切な使用

「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」に基づき、墜落制止用器具の適切な使用を徹底するとともに、墜落制止用器具の使用状況を確認し必要な措置を講じること。また、「墜落制止用器具の規格」に適合した墜落制止用器具の使用を徹底すること。

※規格不適合の墜落制止用器具の使用中止と回収について

令和4年

令和5年

令和6年



※リーフレット  
「はしごを使う前に／脚立を使う前に」



「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」



「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」（平成30年6月22日付け基発0622第2号）



# 建設業における労働災害防止について

## 移動はしごの使用時の注意事項

- はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか（固定できない場合、別の者が下で支えているか）。
- 足元に、滑り止め（転位防止措置）をしているか。
- はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか。
- はしごの立て掛け角度は75度程度か。

### 「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

#### 移動はしご（安衛則第527条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



# 建設業における労働災害防止について

## 脚立の使用時の注意事項

### 労働安全衛生規則第528条

事業者は、脚立については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない

開き止めが正しく機能して固定されていること

・脚と水平面との角度を75度以下とし、かつ、折りたたみ式のものにあっては、脚と水平面との角度を確実に保つための金具等を備えること

変形や割れなどがないこと

・踏み面は、作業を安全に行なうため必要な面積を有すること

脚立の設置場所は砂利等がなく水平面であること

滑り止め等があること

不安定になるので天板には絶対に上がらないこと

接続部に破損等がないこと

- ・丈夫な構造とすること
- ・材料は、著しい損傷、腐食がないものとすること

表示に従って使用すること

補強材に破損等がないこと

角度は75度以下とすること

注:脚立の一般的な内容を示したもの



210cm  
以下の脚立

上から  
2段目の  
踏ざん

身体を  
ささえる  
部分

使用  
最大高さ

240cm  
以上の脚立

身体を  
ささえる  
部分

上から  
3段目の  
踏ざん

使用  
最大高さ



©軽金属製品協会

※高さ2m以上での作業時は、  
ヘルメットだけでなく  
墜落防止用器具も着用しましょう！

# 建設業における労働災害防止について

## 2 高年齢労働者等の労働災害の防止

エイジフレンドリーガイドラインに基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進めること。

※厚労省HPサイト  
「高年齢労働者の安全衛生対策について」



※厚労省HPサイト  
「エイジフレンドリー補助金について」



## 3 外国人労働者に対する労働災害防止対策

外国人労働者に対する安全衛生教育を行う場合には、「職場のあんぜんサイト」及び厚生労働省ホームページにおいて公表されている教材を活用しつつ、外国人労働者がその内容を確実に理解できる方法で実施すること。

また、外国人労働者が労働災害に被災した場合に労働者死傷病報告を提出する際、被災労働者の国籍・地域及び在留資格を、在留カード等により確認し、記入すること。

※厚労省HPサイト  
「外国人労働者の安全衛生対策について」



## 4 一人親方等の安全衛生対策

建設業に従事する一人親方等については、令和7年度厚生労働省委託事業により開催される研修会等に積極的に参加すること。

※建設業の一人親方等に対する安全衛生教育支援事業HP



# 建設業における労働災害防止について

## 5 転倒災害の防止

リーフレット等を活用し、転倒災害防止のための労働者の身体機能の維持向上や職場環境の改善に取り組むこと。

※リーフレット  
「労働者の転倒災害  
(業務中の転倒による重傷) を防止しま  
しょう」



## 6 交通労働災害防止対策

「交通労働災害防止のためのガイドライン」(平成 25 年 5 月 28 日付け基発 0528 第 2 号、平成 30 年 6 月 1 日最終改正)に基づく措置を適切に講ずること。とりわけ、建設資材等の運搬を発注する際は、過積載運行にならないよう実際に荷を運搬する事業者に協力すること。

※リーフレット  
「交通労働災害防止  
のためのガイドライ  
ン」



## 7 車両系建設機械等による労働災害防止対策

労働者に車両系建設機械を使用させる場合は、労働安全衛生規則に基づき、運行経路等を示した作業計画を定め、関係労働者に周知するとともに、車両系建設機械の転落、接触等により労働者に危険が生じるおそれのある場合は誘導者を配置するなど、必要な安全対策を講ずること。



# 建設業における労働災害防止について

## 8 荷役作業における労働災害防止対策

改正安衛則（貨物自動者関係）に基づき、昇降設備の設置及び保護帽の着用の徹底を図るほか、必要な労働者に対しテールゲートリフターの操作に係る特別教育を実施すること。また、リーフレット「荷役作業の安全確保が急務です！」（令和3年1月18日付け基安安発0118第2号）に示す取組を実施し、荷役災害防止対策を適切に講ずること。

※リーフレット  
「トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます」



※リーフレット  
「荷役作業の安全確保が急務です！」



## 9 交通誘導等の警備業務における労働災害防止対策

建設工事の現場等で交通誘導等に従事する労働者に対する安全衛生教育を実施する場合には、「未熟練労働者への安全衛生教育マニュアル（警備業編）」（令和元年）を活用すること。

※厚労省HP  
未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル



# 建設業における労働災害防止について

## 10 熱中症対策

熱中症対策にかかる改正省令に留意し、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより重篤化を防止するため「報告体制」、「手順作成」、「関係者への周知」を実施すること。

「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること。あわせて、作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うほか、衛生管理者等を中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知する。その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討すること。

また、労働者は、熱中症を予防するために、日常の健康管理を意識し、暑熱順化を行ってから作業を行うこと。あわせて、作業中に定期的に水分・塩分を摂取するほか、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出ること。



※兵庫労働局HP  
熱中症対策にかかる改正省令  
リーフレット



# 建設業における労働災害防止について

## 11 化学物質による健康障害防止対策

建設業においても、塗装や作業に使用する製剤など多くの化学物質を用いていることから、店社ごとに化学物質管理者を選任し、使用前にラベル・SDS を確認し、その情報に基づき、当該化学物質を用いる作業に応じたリスクアセスメント及び当該結果に基づく措置等を講ずること。その際、建災防が作成する化学物質管理に関する資料や管理マニュアル等を必要に応じ活用すること。

また、引き続き特定化学物質障害予防規則や有機溶剤中毒予防規則等の遵守の徹底を図るため、作業主任者等に必要に応じ能力向上教育等を行うこと。さらに、保護具を着用する作業現場においては、店社ごとに保護具着用管理責任者の養成に留意すること。

## 12 石綿健康障害予防対策

改正後の石綿障害予防規則に基づき、解体・改修工事前の石綿含有の有無の事前調査、石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果等の報告、写真等による作業の実施状況の記録の作成及び保存などの措置を徹底するとともに、令和5年10月1日から着工される（工作物については、令和8年1月1日）建築物等の事前調査を実施するために必要な知識を有する者に行わせることが義務付けられたことから、建築物石綿含有建材調査者講習の受講を計画的に行うこと。

リーフレット  
「労働安全衛生法の新たな化学物質規制」



建災防HP  
「建設業における化学物質管理」



リーフレット  
「石綿対策の規制が強化されています」



リーフレット  
「石綿の有無の事前調査結果の報告が施工業者（元請事業者）の義務になります！」

